



NO.48

2015.10

発行人 高橋 修一

発行所 事務局

編集 企画総務委員会（委員長 竹田 匡）

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでの 2.7 4階

TEL.011-213-1313/FAX.011-213-1314

かわら版

目次

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 日本社会福祉士会憲章 | 2 |
| 2 | 福祉ニュース解説 | 2～3 |
| 3 | ベテラン社会福祉士の視点 | 4～5 |
| 4 | 新人社会福祉士の紹介 | 6～7 |
| 5 | 道内グルグルリレーエッセイ | 8 |
| 6 | クロスワード／
事務局からのお知らせ | 9 |
| 7 | 地区支部からのお知らせ | 10 |

（委員会からの報告はお休みします。）

＝事務局からのお知らせ＝

★ 自宅・勤務先の変更届について ★

秋の異動で自宅または勤務先が変更となった方はいらっしゃいませんか？宛先不明で郵便物が事務局へ戻ってくるが多くなっております。

変更がある場合は、速やかに事務局までお知らせください。本会ホームページからも変更手続きができますので、ご利用ください。

— 会員の動向（8月31日現在） —

- 総会員数 1,804名（男性965名 女性839名）
- 入会率 21.00%
- 新入会員数（転入含） 96名（累計）
- 退会員数（転出含） 7名（累計）

【日本社会福祉士会憲章】

公益社団法人日本社会福祉士会憲章が、2015年6月20日第28回通常総会において可決制定され、2015年7月4日、5日開催されました第23回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（石川大会）において大会採択されました。

公益社団法人日本社会福祉士会憲章

2015年6月20日制定

公益社団法人日本社会福祉士会は、都道府県社会福祉士会を会員とする日本で唯一の職能団体です。社会福祉士の倫理綱領を遵守し、人々の権利擁護及び生活支援に取り組むため、本憲章を定めます。

- 1 人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で、安心して共に暮らせる社会の実現に努めます。
- 2 人々の自己決定を尊重し、他の専門職等と連携・協働して人々の最善の利益をめざします。
- 3 関係機関・団体等との連携のもと、地域の福祉課題の解決に向けて、あらゆる活動を行います。
- 4 社会福祉士としての専門性・実践力の向上に努め、社会の期待に応えていきます。



【福祉ニュース解説】

「障害者別解消法福祉事業者向けガイドライン（案）について」

企画総務委員会 佐藤 雅幸

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「差別解消法」）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するもので、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的として、この法律の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に障害者権利条約が締結されています。

この度、差別解消法の平成28年4月1日からの施行に伴い、厚生労働省から対応指針（案）が示されました。その中から福祉事業者向けガイドライン（対応指針）にふれて見ます。

この対応指針は、差別解消法の規定に基づき、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを記載しています。紙面の関係上全てを掲載出来ませんので、指針の目次で内容を確認し、ポイントを抜粋します。

【指針の内容】

第1 趣旨

- (1) 障害者差別解消法制定の経緯
- (2) 対象となる障害者
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
- (4) 福祉分野における対応指針

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- (1) 不当な差別的取扱い
 - ① 不当な差別的取扱いの基本的考え方
 - ② 正当な理由の判断の視点
- (2) 合理的配慮
 - ① 合理的配慮の基本的な考え方
 - ② 過重な負担の基本的な考え方

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

- (1) 不当な差別的取扱いと考えられる例
- (2) 合理的配慮と考えられる例
- (3) 障害特性に応じた対応について

第4 事業者における相談体制の整備

第5 事業者における研修・啓発

第6 国の行政機関における相談窓口

第7 主務大臣による行政措置

【対象となる事業者と福祉事業者の範囲】

- (1) 事業者は、「個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。
- (2) 福祉事業者の範囲は、社会福祉法第2条

に規定する社会福祉事業その他の福祉分野に関わる事業を行う事業者です。（生活保護関係事業・児童福祉、母子福祉関係事業・老人福祉関係事業・障害福祉関係事業・隣保事業・福祉サービス利用援助事業 など）

【対象となる障害者・児】

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病含む。）（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」で、障害者手帳の所持者に限りません。

【不当な差別的取扱い及び合理的配慮】

不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方と例が示されています。「不当な差別的取扱いと考えられる例」として、○サービスの利用を拒否すること、○サービスの利用を制限すること、○サービスの利用に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）、○サービスの利用・提供にあたって、他の者とは異なる取扱いをすること。「合理的配慮と考えられる例」として、○基準・手順の柔軟な変更、○物理的環境への配慮、○補助器具・サービスの提供が、また、障害特性に応じた対応について、代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項が簡単にまとめられ、各障害別に具体的対応例が掲載されています。ご一読いただければと思います。

【ベテラン社会福祉士の視点①】(道央)

「ソーシャルワーク実践を行う方、
そして次世代を担う方たちへ」

北海道介護福祉学校

教務課長 悪七 尚 広

ソーシャルワークの世界に一步踏み入れてから約 30 年、社会福祉士を取得してからおおよそ 20 年を迎えようとしている。この間、高齢者福祉の領域を主として、多くの師と仲間、関係者、ご利用者のご家族に出会い、その出会いがさらに新たな出会いを生み出し、今現在は教育現場に携わり 2 年目を迎えた。また、振り返れば社会福祉関係八法改正、社会福祉基礎構造改革など、福祉のパラダイム転換のなかで様々なことを考え、取り組むことができる機会に多く恵まれたとも感じている。特に介護保険制度に関しては、社会福祉士を取得した年に、全国に先駆けて道内で実施したモデル事業に関係することができ、資格取得が転機になったともいえる。

「ソーシャルワークとは、ソーシャルワーカーが行ったものである」はマルコム・ペインの言葉であるが、果たして社会福祉士が行ったものをソーシャルワークと呼ぶために重要なカギとなるのはどのようなことであろうかと日々考えながら過ごしてきた感がある。

一方、実践では特別養護老人ホームの生活相談員としてご利用者、ご家族との関わりから、関係者等とのネットワークづくり、そして地域

づくりへと実践のフィールドが拡大していった。

特別養護老人ホームをご利用していた方が施設を退所し自宅で過ごせるようにと、その支援に関わらせていただいた例、時には看取り対応、デイサービスでの末期がんの方の対応なども幾つかあり、どれをとっても様々な学びを得ることができた機会である。

そのようなことを振り返り、思いつく言葉は「師から学び受け継ぐのは、『し』である」。この「し」には「志」「史」…など多くの言葉があてはまるだろう。師から志を受け継いだり、歴史を学び現在を考察したり、支えられたり、時には示されたりと。

さて今日、社会における様々な課題が浮き彫りになってきている。そのような時代の流れの中で、ソーシャルワーク実践を行う方、そして次世代を担う方たちへ次の一文を贈りたい。

「自分で最初から諦めて、無理だと思って最初から『壁』を作ってしまうと、その『壁』を超えることは難しい。けれどもできるだけ『壁』を作らず、目標の実現、課題の達成に向けて努力した結果は、実を結ぶものである」と聞いたことがある。見識を広め、いわゆる「問題意識＝自ら意識して解決しなければならない課題」を明確にしながら、自らの立ち位置を確認し実践することを期待したい。



【ベテラン社会福祉士の視点②】(鉦根)

社会福祉法人アシリカ 多機能型通所施設

はばたき 所長 井川 哲 雄

1 資格取得

釧路市の知的障害者施設へ 1970 年就職、以来、今日まで社会福祉事業に関わっております。こんなに長く従事するとは思ってもいなく、不思議な感じがしています。(これまで、二度現役からの退職を考え、身辺整理を試みましたが、かないませんでした。)「優柔不断な自分」

社会福祉士取得は、北海道で通信教育課程を受けることができるようになった 1996 年、すでに 48 歳になっておりました。日本有数のそれぞれの分野の教授のスクーリングを受けることができ充実した学習の機会でした。授業終了後は、学生気分札幌の街を楽しみもしました。

2 専門職としての活動

社会福祉士資格取得後、所謂ソーシャルワーカーとして実務に専念できた期間は 50 歳からの老人保健施設勤務の約 6 年間でした。この間老人保健施設開設に関わり、介護保険制度の開始と改正で多忙な時期でした。

再び学びながらの実践活動でした。相談員として多くの利用者とその家族の方々との関わりは「現場の専門職として働いている」との充実感がありました。

これまで1歳児から104歳の方まで保育園児、知的障害児者、高齢者、学生、現在勤務している重症心身障害者と言われる方々、そしてそれ

ぞれのご家族等、本当に多くの方々と関係することができました。その誰もが真剣に今を生きていることにふれて、貴重な体験と私自身の生き方を学ぶことができ感謝しております。

3 今、日々の中で

近年、社会福祉士の活動範囲は社会福祉・社会保障関連法から教育、司法関連等へと広範囲となり、また、活動の内容も個人のニーズや生活問題の多様化と複雑化が進み、支援を実践するうえでも、関連する他専門職との協働が必要となってきました。

個人・家族の問題が複雑、多様化するなかで、その一人ひとりの思い・希望に沿った援助と時には大胆な提案があつてよいと思います。単に制度サービスのパーツを組み合わせただけでは、援助計画とはいえないと思います。

乳幼児の虐待による死亡、中学生のいじめ、自殺、施設職員による高齢者、障害者への虐待など悲惨な報道が続いています。

私見ですが、学校・施設等でのいじめ、虐待の防止は、管理者(校長・施設長)の日常の姿勢が問われます。少しでもその兆候が見られるときは毅然とした態度が必要であり、社会福祉士は適切に対応するでしょう。

私自身、医療的ケアを必要とする重症心身障害者といわれる方々、その保護者の方々と共に、本人と家族が安心そして希望のある社会生活を送ることができるように、もう少し取り組んでいこうと思っております。

【新人社会福祉士の紹介①】(道央)

- 氏名：鈴木 等
- 年齢：31 歳
- 勤務先：札幌市北区第 2 地域包括支援センター

【自己紹介・就職しての感想】

地域包括支援センターの職員として働き、早くも一年が過ぎ、二年目に突入したばかり!!の 31 歳期待の新人(-v-?)…です。以前は、田舎にある、障がい者支援施設の支援員として働いていたこともあり、社会福祉士会には入会しておりませんでした。いま振り返ると、田舎にいて、施設間同士の繋がりしかなかったからこそ、社会福祉士会に入会し、福祉に携わる方とのネットワーク作りや多様な情報を得ること、自己研鑽が必要であったのだと考えます。

現在、業務の一環として、地域の方々から頂いた相談に対し、地域住民や民生委員、行政機関の方々と行動を共にすることが多いのですが、一つの問題対し、多くの方々との連携を大切に行動しなければならないのだと実感しております。

また、『町内会などの活動員の世代交代が出来ていない』、『活動員が年々少なくなってきた』ことへの悩みを伺うことが多くあります。少子高齢化や時代の変化と共に、極端ではありますが、訪問や電話からメールでの連絡、回覧板から SNS での地域情報の収集や交流といった移り変わりを視野に、時代に合わせた地域活動も必要になってくる部分もあるのだと感じております。

【北海道社会福祉士会に期待すること】

社会資源の開発と言った意味でも、医

療・福祉等の結びつき以外、ビール会社や広告会社、アミューズメント施設との共同の取り組みや研修を期待します。また、北海道の広大な大地を軸に、農業、酪農、漁業とのコラボなど、視点を変えた新しい取り組みがあることをモノスゴク期待します。



【新人社会福祉士の紹介②】(道北)

- 氏名：立井 未奈
- 生年月日：平成 4 年 4 月 22 日
- 勤務先：社会福祉法人しべつ福祉会
ワークセンターきずな

【現在の仕事の内容】

一般企業と福祉的就労の場で働いている、障がいのある方々を支援し、職場の中で楽しく働ける環境を作る為企業側との調整を含め支援しています。日中は作業班に入り、利用者と一緒に作業を行なっています。夜間はグループホームに住む利用者さんの支援を行なっています。中には一般就労や一人暮らしを目標としている人もいて、それぞれの目標に向かって支援を行なっています。

【社会福祉士会に今後期待すること】

社会福祉士の資格を取得して終わりではないと考えています。取得後も知識や学びを深められるような研修や勉強会を期待しています。年代や経験年数別などで研修内容も異なることが望ましいと考えています。そのときの自分に応じた研修を受ける機会が提供されることで、スキルアップにも繋がると思います。研修などを通じて、多様

な機関で働いている方と関わりを持ち、意見や考えを聞くことは貴重であり、価値観や考え方など自分自身の視野が広がるきっかけになると思います。

【社会福祉士として働いてみての感想】

現在の作業班やグループホームにおける支援の中では、社会福祉士として活動しているという実感はありません。しかし、今まで学んできた知識が実際に現場で働くことによって、自分自身の学びに繋がると感じています。また、日々の業務の中で理想と現実とのギャップやジレンマを感じています。そのギャップやジレンマを縮めるために、社会福祉士として、地域に存在する社会資源の活用や構築が必要であると思います。今後、社会福祉士として幅広い支援を行なうために、人との繋がりを大切にしていきたいです。



【新人社会福祉士の紹介③】（日胆）

□氏名：海老子 洋 平

□年齢：28歳

□勤務先：苫小牧市東地域包括支援センター

【現在の仕事の内容】

包括に来て3ヶ月が経ちますが、今現在は介護予防業務が中心です。総合相談や権利擁護など、社会福祉士が他の職種と共に担う役割など他にもありますが、まずは介護予防で受け持ちの利用者のことを知ることから取り組んでいます。「人との関係性がなければ、援助も同じ職場の職員とも仕

事ができない」というセンター長のアドバイスを大事にして、時間の許す限り地域の事業所や地域で行なわれているサロン・認知症カフェに行き、多くの人と関わりを持てるようにしています。

【社会福祉士会に今後期待すること】

私はこれから基礎研修を受講予定なので、今後も研修や講演の機会が多くあると嬉しいです。入会していない方も多くいると思うので、会員・非会員問わず交流できる機会を今以上に設け、皆で入会するメリットや存在をアピールしていくことが大事ではないかと思っています。同じ社会福祉士でも様々な領域で働いている方々がいるので、交流を通して刺激をもらえたらと思います。

【社会福祉士として働いてみての感想】

今私が働いている苫小牧市東地域包括支援センターは専門学校生時代に1か月実習を行ったところでもあります。実習を行ったところで実際に自分が働くということはとても不思議な感じでした。実習とは違い、自分が訪問して利用者のお話を聴き、困りごとを解決することはとても労力を要することだと痛感しています。面接の方法を学ぶことも大事ですが、その手前のその人が1日1日をどのように過ごし、困っていることがないかをイメージしながら支援するように努めています。



【道内グルグルリレーエッセイ】

地域に飛び出すソーシャルワーカーになろう！

NPO 法人女性サポート Asyl(あじーる)・理事
フリーソーシャルワーカー・池田 真紀

人口減少問題に加え、6人に1人が貧困層と言われる中で、平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行されました。また、社会福祉法の改正案、民法の改正案など、福祉をとりまく環境が大きく変わろうとしています。

社会福祉基礎構造改革から20年、この間の地方分権、三位一体改革により、国から地方へ多くの事務事業が移管されました。地方は将来を見据えてしっかりと対応できているのでしょうか。皆さんのまちではいかがですか。

同じ法律であっても実施するのは市町村、基準は国であってもケースを勘案して実質の決定(行政処分)を行うのは市町村です。道民ひとり一人の人生はここ、私たちの目の前で決まっているのです。

だから私たちは、常に現場から政策評価し、制度の不具合がある場合にはその改善策を提言していくことが必要と考えています。と、同時に、私は目の前の瞬間を絶対のがさない！とあらゆる方法で個別支援に挑むことを心がけています。

ソーシャルワークの技法をいくら知っていても、心が通わなければ通じません。同じように、どんなにいい法律や制度があっても、運用でき

なければ意味を成しません。

「社会福祉士」が国家資格となり25年以上経過しましたが、その役割の発揮や社会的評価が十分なものとなっているのでしょうか。今回の生活困窮者自立支援法における総合相談は、社会福祉士が必須要件とはされていません。

こうした中で、私の関わる札幌市内では、生活困窮者自立支援法の施行にあたって多くの問題が見受けられます。権利侵害や受けるべき支援、保護が受けられず手遅れの事例も出ているのです。そんな場面に遭遇した時に、私は所属を超えて、フリー・ソーシャルワーカーに変身します。誰がやるか、どこがダメか、と言っている間に、適切な支援を受けられずに黙って「死ぬ」のを見ているわけにはいきません。目の前の生後間もない赤ちゃんを抱き、守るために走るのです。

困窮者一人ひとりに本気で向き合い、地域を繋いで支援の輪をつくること、また、市民の意識をほんの少し変え、ほんの少し「ともに」できることを探すインフォーマルな心をつくることもソーシャルワーカーの大事な仕事だと思います。

北海道の大自然は人間を元気にするパワーにあふれています。このパワーはリカバリーやレジリエンスに繋がります。だから、まちへ、社会へ飛び出すのです。

みなさん、ぜひ、一緒に繋がり、点と点を線に、そして面をつくり北海道のセーフティネット、安心ネット、元気ネットを創りましょう！

【クロスワード】 ここにもいます 社会福祉士



北海道社会福祉士会の会員がいる市町村名で、パズルを作りました。

④～⑥に入るひらがな 7 文字をつなげると、病気や障がいがあっても、住まいで最期まで暮らせるように療養生活を支援する大切な資源の一つとなります。

④〇〇〇 ～「トナカイ観光牧場」があり、海岸近くにある風力発電の大風車群の光景が新しいビューポイントに。

〇〇〇⑤〇 ～5月から6月上旬にかけて公園一面に咲き誇る芝ざくらのスケールは、日本最大規模を誇る。ご当地キャラクターはピコロ。

⑥〇〇 ～北海道内の町で、唯一、「ちょう」ではなく「まち」と呼ぶ自治体。新幹線開通までのこりわずか。

〇⑦〇〇 ～国道 38 号線を包むように広がるそば畑「そばロード」は 7 月下旬頃一面に白い花が咲き乱れる。そばレッド・温泉ピンク・山グリーン of 観光宣隊レンジャーがいる。

〇〇⑧〇 ～主要産業は観光と酪農。 摩周湖、屈斜路湖、摩周温泉、川湯温泉が主要観光地で全国から多くの観光客が訪れる。摩周湖農協のキャラクターは牛山豚彦（モーブ君）

〇⑨〇〇〇 ～町内には牧場が多数所在しており、トウショウボーイ、オグリキャップ、ウイニングチケットなど多くの競走馬を輩出。

〇〇〇⑩〇 ～羊蹄山（蝦夷富士）の麓にある町。羊蹄山の湧き水が出るふきだし公園は、同町の観光名所。



〔前号の答え〕

「五稜郭」(きょうごく、あばしり、なよろ、うらかわ、しらぬか、りくべつ)

※箱館戦争の場として有名なほか、北海道の人気お花見スポットとしても知られています。

【事務局からのお知らせ】

会費の口座引き落としにつきましては、本年度から委託会社をこれまでの「三菱 UFJ ファクター(株) (東京)」から、地元の北海道銀行関連会社である「(株)HDC (札幌)」に変更いたしました。この変更に伴い、会員の皆様に(株)HDC に対する預金口座振替依頼書の提出をお願いいたしましたが、まだ提出をいただいていない方が多数おられ、会費の管理事務に支障をきたしております。追って、未提出の方宛てに個別に文書でお願いをさせていただきますので、提出についてぜひご協力をお願いいたします。 (担当 小林)

各地区支部からのお知らせ

【道央地区支部】

道央地区支部では「役員改選について」「今後の事業について」のパブリックコメントを募集します。

詳しくは道ホームページ会員専用ページをご覧ください。

支部問合せ Fax : 050-3033-1032

【道北地区支部】

8月29日(土)に地区支部の若手幹事が企画運営の中心となり、青年層会員向けのネットワークづくりを目的とした研修会・懇親会を開催いたしました。

よい研修だった、今後もスキルアップしたい、という感想がたくさん挙がり、引き続き開催していきたいと考えています。

【道南地区支部】

2市16町の会員数が136名となりました。9月の定例会には奥尻町(会員4名)の会員が映像通信を活用して参加しました。10月の成年後見セミナー(江差町)、11月の社会福祉セミナー(テーマ司法と福祉)の準備のなかで入会促進をし、会員ゼロの6町を支援していきたいと思えます。

【日胆地区支部】

去る8月21日、室蘭市で市民との学習会「福祉・寺子屋」を開催しました。虐待について、参加者各自がその分野で準拠する法令などを講話し、参加者の実践から他職種連携や具

体的な対応方法を学習しました。10月31日には、権利擁護セミナー「児童を取り巻く権利侵害の実態」を室蘭市にて開催予定です。

【十勝地区支部】

10月24日・25日に帯広市で開催される福祉フェスティバルの相談ブースを今年も担当します。また10月31日には、権利擁護セミナーを開催。その後12月にPMCラボ(今年は帯広市で開催)、来年2月には社会福祉セミナーと今年度の十勝地区支部の事業が続きます。

【オホーツク地区支部】

【研修案内】平成27年10月27日(火) 18:30~20:00の日程で美幌町しゃきっとプラザ(美幌町字東3条北2丁目1)におきまして任意後見制度をテーマとした権利擁護セミナーを開催致します。講師は北見公証役場 公証人・伊藤正之様。皆様のご参加をお待ちしております。

【釧根地区支部】

7月20日に釧路市で『なんでも相談会』を開催し、他の職能団体の協力も得ることができ無事に終了しました。次は根室管内でも実施できないか検討中です。

定例学習会は、毎月開催しています。他支部の方で興味のある方はHPをご覧ください。

